

奄美市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和 8 年 3 月
奄美市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	2
2. 目標	5
3. 計画の期間	6
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	12

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

- 学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。
- 令和7年6月の給特法等の改正を受けて全部改正された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）では、服務を監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。
- 本市の全ての児童生徒等が、未来を生き抜く必要な力を身に付け、その将来に大きく羽ばたくことができるよう、教育の役割は一層重要となっています。児童生徒等を最前線で支える教職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていただけるような環境整備が求められています。
- 教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒等と向き合う時間を確保することで、児童生徒等に対してよりよい教育が実現します。学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立して、日々生き生きと児童生徒等と接することができる勤務環境の実現を目指し、本計画に基づく取組を進めてまいります。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年3月に教職員の長時間勤務の縮減と業務改善に向けた「働き方改革」を推進するため、ここに「奄美市立学校における教職員の業務改善推進プラン」を策定し、「教職員が働きやすい環境づくり」や「ワークライフバランスの確立」、「教職員の意識改革」の推進に努めてまいりました。

また、令和3年1月に、「奄美市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を設定し教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。具体的には、在校時間の把握や部活動休養日の設定、管理職研修会において業務改善を含めた管理職のマネジメント能力の向上を図ってまいりました。

こうした取組の結果、本県における令和6年度の学校職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりでした。

年度	学校種	月 45 時間以下	月 45 時間超～ 80 時間以下	月 80 時間超
令和 6 年度上半期 (4～9 月)	小学校	80.4%	17.2%	2.4%
	中学校	83.0%	12.7%	4.3%
	全 体	81.3%	15.5%	3.1%
令和 6 年度下半期 (10 月～3 月)	小学校	80.0%	19.0%	1.9%
	中学校	85.3%	10.3%	4.6%
	全 体	82.0%	15.7%	2.9%

時間外在校時間が、月 45 時間以下の割合は、小・中共に 80%を超えておりますが、月 45 時間超～80 時間以下の割合は小学校が高く、月 80 時間超の割合は中学校が高いという結果が出ており、更なる働き方改革の加速化を図る必要があると考えます。

また、業務の持ち帰りについては、原則として行わないこととなっているが、文科省「教員勤務実態調査（令和 4 年度）」によると、小学校で平日 37 分、土日 36 分、中学校で平日 32 分、土日 49 分の実態があることから、本市においても実態の把握をし、業務の持ち帰りの縮減にむけた具体的な方策を講じる必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づいて、本計画を策定するものです。なお、本計画については、学校と連携を図り、実態を把握しながら進めていきたいと考えます。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1 箇月時間外在校等時間が 0 時間となるように努め、45 時間以下の教育職員の割合を 100%にします。

イ 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にします。

ウ 教育職員の 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 (【 】内は令和 6 年度の数値)

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にします。

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以下まで減少させます。【10.8%】

ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 80%以下とします。【84%】

エ 校内労働安全衛生委員会を教育職員が所属するすべての職場（給食センターを含む）に設置し、50人以上の職場においては月に1回以上の開催を行う。また、50人以下の職場においても月に1回以上の開催を行うことを目指します。

オ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ 本計画については、年度毎に取組内容や達成目標に対する見直しを行い、更新を図る。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

○ 放課後から夜間などにおける校外の見回りについて、原則、学校が独自に行わないこととします。

○ 補導された児童生徒の引取りは、保護者が第一義的な責任を負うことについて広く理解を求めるため、生徒指導連絡協議会等で周知します。

(イ) 学校徴収金の徴収、管理（公会計化等）

○ 学校徴収金の公会計化については、国や他県等の動向を注視しながら、対応について検討します。

(ロ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

○ 学校と地域が協働で行う活動について、連絡調整等を学校関係者評価委員や学校運営協議会委員、地域ボランティア、地域学校協働活動推進員等が行うなどの連携を推進します。

(ハ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

○ 学校がスクールロイヤーを活用できる環境の充実に努めます。

○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等が生じた際の対応方針の策定等について検討します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

○ 学校への調査・報告物については、削減を図るとともに、デジタル化による業務の効率化を推進します。

(イ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

○ ICT機器等の保守・管理については、担当教員の過度な負担とならないよう支援員を配置するなど、効果的な運用を図ります。

(ロ) 体育館等の施設・設備の管理

- 地域住民に体育館等を開放する際は、鍵の管理を含む施設・設備の管理について、利用団体が責任を負うことを周知・徹底します。

(エ) 校舎の開錠・施錠

- 校舎の開錠・施錠が、教頭等の特定の教職員に集中しないように、教職員等で役割分担をするなどの取組を促進します。

(オ) 児童生徒等の休み時間における安全への配慮

- 学級担任等の特定の教員のみが行うのではなく、安全点検等の必要な措置を行った上で、教職員等の輪番で対応するなどの取組を促進します。

(カ) 校内清掃

- 校内清掃については、教育的価値を踏まえながら、実施回数や清掃範囲の見直しなど校内清掃の在り方を見直します。

(キ) 部活動

- 国が示すガイドラインを踏まえ、全ての部活動において原則週2日以上部活動休養日など、適切な休養日等を設定するよう促すとともに、学校への部活動指導員の配置に努めます。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応

- 給食時間における指導や見守りについては、緊急時の対応等必要な情報を学校全体で共有し、学級担任のみが行うのではなく、他の教職員等と連携して取り組みます。

(イ) 授業準備、学習評価や成績処理

- 授業準備や採点作業、宿題の提出確認等を補助する支援スタッフ等の配置を検討します。
- 統合型校務支援システムの改修を進め、学校が学習評価や成績処理等を行う際の事務負担の軽減を促進します。
- 授業支援アプリや情報共有ツールなどの利用が可能となる県域教育用アカウントの活用により、生成AIなどの活用を推進し、教育の質の向上と業務負担の軽減を図ります。

(ウ) 学校行事の準備・運営

- 学校行事の準備、運営について、教育的価値を踏まえながら、地域等外部との連携を促進します。

(エ) 進路指導の準備

- 教職員と協働して生徒の就職先に関する情報収集等を行う体制の充実を図るため、県の動向等を把握しながら、キャリアガイダンススタッフや就労支援コーディネーター等の支援スタッフの配置に努めます。

(オ) 支援が必要な児童生徒等・家庭への対応

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が校内会議に参加し、専門的な知見を活用しながら教職員が協働して対応する取組を進めます。
- 特別支援教育支援員や医療的ケアに対応する看護師の配置に努め、教職員と協働した指導・支援を推進します。

(カ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- 学校プール・施設修繕等の管理業務について、令和 8 年度から外部委託を行います。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ア 年度当初の準備に係る負担を減らし、児童生徒等への個に応じた指導等の充実を図るため、学年始休業日を延長するなどの取組を促進します。
- イ 学校行事や様々な教育活動について、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合を促進します。
- ウ クラウド等を活用した校務 D X を推進し、業務の効率化を図ります。
- エ 職務経験が少ない教職員が適切な支援や助言を得られるよう、校務分掌の在り方や担当する授業時数などについて総合的に配慮するとともに、職務経験が少ない教職員を対象とした研修の実施などを促進します。
- オ 勤務時間外の電話応対等について、自動音声機能等に対応した機器の導入を検討します。
- カ 働き方改革や業務改善の取組が、全ての教職員等による主体的な取組となるよう、鹿児島県業務改善実践校モデル事業を踏まえた校内研修の全ての学校での実施を目指します。
- キ 各学校において、学校評価の結果等に基づき学校運営の改善を図る場合に、その改善が在校等時間の長時間化につながらないようにするため、この実施計画に適合するものとなるように支援や指導を行います。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ア 学校における定時退校日を原則週 1 回以上設定します。
- イ 年次有給休暇の取得について、管理職に取得促進の趣旨を周知するとともに、年間を通じて休暇取得を段階的に促したり、学期ごとに教職員等から休暇取得計画表を提出させたりするなど、計画的な年次有給休暇のより一層の取得促進を図ります。また、ゴールデンウィーク期間、夏季等における連続休暇の取得を促進します。
- ウ 8 月 11 日～17 日を学校行事等を実施しないリフレッシュウィークとします。また、リフレッシュウィーク期間に原則 5 日間以上（週休日、休日を含む）の学校閉庁日を設定します。
- エ 終業から始業まで、一定時間以上の継続した休息時間の確保について、11 時間を目安として確保できるよう取組を進めます。
- オ 早出遅出勤務など柔軟な働き方について積極的に促進します。
- カ 「長時間労働による健康障害防止のための産業医等の面接指導実施要領」に基づき、該当する教職員等を対象とした医師による面接指導を実施します。
- キ 学校保健安全法第 15 条に基づく教職員等の健康診断を、毎学年定期に実施します。
- ク 教職員等のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックの受検率 100% を目指します。
- ケ 教職員等の悩み、不安等に対し、教職経験者や医師による相談窓口を設置します。
- コ 各学校において、衛生管理者等及び産業医を選任するとともに、衛生委員会等を開催する

など、教職員等の健康障害の防止に努めます。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 本計画に基づく措置の実施状況については、取組状況や目標に対する実績等について点検等を行い、その結果をその後の対策や計画に反映させます。また、ホームページへの掲載により公表し、教育委員会の会議や総合教育会議でも報告します。
- (2) 各学校の状況を確認し、課題がある場合は学校に聞き取りを行い指導します。特に、時間外在校等時間が長時間になっている教職員等がいる学校や、休憩時間の確保等が課題となっている学校には、年度内に改善できるよう、個別に支援や指導を行います。
- (3) 各学校では、校長など管理職のリーダーシップのもと、学校関係者評価委員会での話し合いも参考にしながら、この計画に沿って教職員の働き方改革に取り組みます。各学校の取組を進めるため、本市教育委員会は本計画を広く周知するとともに、管理職研修会でマネジメントに関する研修を充実させるなど、支援を強化します。
- (4) 関係部局と連携して、保護者や自治会などに「業務の3分類」などの業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行い、具体的な協力を得られるように取り組みます。
- (5) 「業務の3分類」に基づく、具体的な対応策の好事例に関する情報を各学校で共有します。
- (6) 児童生徒等の支援を行う医療や福祉の人材を活用するために、関係部局や機関と協力して取り組みます。